

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、市道が横浜市により閉鎖されており、車両が通行できない状態であり、このことは「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と定めた道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 42 条第 1 項等に違反し、違法であると主張しています。

しかし、本件において道路管理者である横浜市が自らガードレールを設置する行為は、段差のある形状の道路に車両が誤って進入することを防止し、安全性を確保することを目的とする道路行政上の管理行為であり、怠る事実に該当しません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。